

特別養護老人ホーム「うれしの」利用料金表

特別養護老人ホームうれしのの利用にかかる料金は以下のとおりです

1. 介護保険の基準サービス

(※単位…円／日額)

(Ⅰ) サービス利用に係る 1日の利用料金 ※1	多床室					個室					
	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	
	全額(介護保険給付分を含む)	6,810	7,510	8,240	8,940	9,630	6,810	7,510	8,240	8,940	9,630
	自己負担分	681	751	824	894	963	681	751	824	894	963

介護保険外の 自己負担額 (Ⅱ)…食費 (Ⅲ)…居住費	負担額段階※3	(Ⅱ) 食費	(Ⅲ) 多床室居住費	(Ⅲ) 個室居住費
	第一段階	300	0	380
	第二段階	390	430	480
	第三段階①	680	430	880
	第三段階②	1,420	530	980
	第四段階	1,630	915	1,231

1日にかかる 自己負担額 (Ⅰ)+(Ⅱ)+(Ⅲ)	多床室					個室				
	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
第一段階	981	1,051	1,124	1,194	1,263	1,361	1,431	1,504	1,574	1,643
第二段階	1,501	1,571	1,644	1,714	1,783	1,551	1,621	1,694	1,764	1,833
第三段階①	1,791	1,861	1,934	2,004	2,073	2,241	2,311	2,384	2,454	2,523
第三段階②	2,631	2,701	2,774	2,844	2,913	3,081	3,151	3,224	3,294	3,363
第四段階	3,226	3,296	3,369	3,439	3,508	3,542	3,612	3,685	3,755	3,824

※1…『(Ⅰ)サービス利用に係る自己負担額』の内訳について

○『(Ⅰ)サービス利用に係る自己負担額』の内訳については以下のとおりです。(※単位…円／日額)

(Ⅰ)の内訳	多床室					個室				
	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
①介護福祉施設サービス費	589	659	732	802	871	589	659	732	802	871
②個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、この計画に基づいた計画的な機能訓練を行っていることに加算されます。								
③精神科医療養指導加算	5	精神科医師による月2回以上の療養指導が行なわれている体制をとっていることに加算されます。								
④日常生活継続支援加算	36	前6ヵ月間もしくは前12ヵ月間における新規ご利用者の総数のうち、要介護度4もしくは5の方の占める割合が70%以上、または、日常生活に支障をきたす認知症症状から介護を必要とする方の割合が65%以上、もしくは、ご利用者の総数のうち、たんの吸引等が必要な方が占める割合が15%以上である時、介護福祉士を常勤換算でご利用者6名ごとに1名以上配置している場合に加算されます。								
⑤夜勤職員配置加算(Ⅲ)口	16	介護が特に必要とされる夜勤の時間帯（施設が設定する午後10時から翌午前5時までの時間を含めた連続する16時間）に職員が基準（常勤換算で職員をご利用者25名様につき1名以上）を1名以上上回って配置され、かつ、夜勤の時間帯を通じて看護職員、又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していることへ加算されます。								
⑥看護体制加算(Ⅰ)口	4	常勤の看護師を1名以上配置していることへ加算されます。								
⑦看護体制加算(Ⅱ)口	8	入所定員が51名以上で、常勤換算方法で看護師の数が入所者の数に合わせて4人以上の配置、また、24時間連絡できる体制を確保していることへ加算されます。								
⑧栄養マネジメント強化加算	11	入所者ごとに個別栄養ケア計画の作成、他職種との連携を強化して、低栄養の予防や改善を図り、かつ、計画の内容や結果を国のシステム（LIFE）へ提出し、そのフィードバックを活かして定期的に計画を見直し、より良い支援実施することに加算されます。								
合計(①～⑧)	681	751	824	894	963	681	751	824	894	963

※2…1ヶ月で算定される加算について

○1ヶ月で算定される加算の内訳については以下のとおりです。（※単位…円／月額）

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）口	17.6%	介護職員の賃金の改善等の実施について厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所に加算されます。ご利用された月のサービス利用料金の合計金額にそれぞれ加算されます。
協力医療機関連携加算（Ⅱ）	5	協力医療機関を定めて連携体制を構築していることに加算されます。
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50	科学的介護情報システム（LIFE）へ利用者の詳細なデータ（状態・疾患など）を提出し、そのフィードバックを活かして質の高い介護を実践する施設に加算されます。
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20	個別機能訓練加算（Ⅰ）にある訓練の内容や結果を国のシステム（LIFE）へ提出し、そのフィードバックを活かして定期的に計画を見直し、より良い支援実施することに加算されます。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10	介護サービスの質を確保しながら、介護現場における生産性の向上を図るため、ICT機器等を活用した業務改善や職場環境の整備、業務の見直し等を継続的に取り組むことで加算されます。

※3…1回につき算定される加算について

配置医師緊急時対応加算	325	通常の勤務時間外（早朝・夜間及び深夜を除く）に配置医師が診療の必要性を認めて速やかに施設に赴き診療を行う場合、かつ看護体制加算（Ⅱ）を算定していることで加算されます。
配置医師緊急時対応加算	650	早朝（午前6時～8時）、夜間（午後6時～10時）に配置医師が診療の必要性を認めて速やかに施設に赴き診療を行う場合、かつ看護体制加算（Ⅱ）を算定していることで加算されます。
配置医師緊急時対応加算	1300	深夜（午後10時～午前6時）に配置医師が診療の必要性を認めて速やかに施設に赴き診療を行う場合、かつ看護体制加算（Ⅱ）を算定していることで加算されます。

※4…利用者負担額（段階）について

○世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市区町村民税を課税されておらず、下記に該当される方は施設利用の居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

第一段階	高齢福祉年金を受給、または生活保護を受給されている方。
第二段階	預貯金が650万円（夫婦で1,650万円）以下で本人の年金等収入額の合計が年間82万6千5百円以下の方。
第三段階①	預貯金が550万円（夫婦で1,550万円）以下で本人の年金等収入額の合計が年間82万6千5百円～120万円以下の方。
第三段階②	預貯金が500万円（夫婦で1,500万円）以下で本人の年金等収入額の合計が年間120万円を超える方。
第四段階	上記以外の方。

※5…高額介護サービス費について

○下記に該当される方が1ヶ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときは、高額介護サービス費として超えた分が後から払い戻されます。

市民税課税～課税所得380万円未満	44,400円（世帯）
世帯全員が市民税非課税の方	24,600円（世帯）
世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	15,000円（個人）
生活保護の受給者等	15,000円（個人）

※償還される時期はお支払いから約2ヶ月後となります。

例：要介護度 4 で 第二段階 の方が 多床室 31 日利用 の場合					
（Ⅰ）サービス利用の自己負担額… 894	（Ⅱ）食費… 390	（Ⅲ）居住費… 430			
介護保険自己負担分	894 円（1日）× 31日 + 85円（1月の加算）	=	27,799	円	…①
療養食加算	0 円（1回）× 3回 × 31日	=	0	円	…②
処遇改善等加算後 ①～③（	27,799 円）+ ①と②計の17.6%	=	32,692	円	…③
食費・居住費	（ 390 円 + 430 円）× 31日	=	25,420	円	…④
事務管理費 （…次項参照）		=	3,000	円	…⑤
	1ヶ月の自己負担額（③+④+⑤）	=	61,112	円	
高額介護サービス費による償還	32,692	－	15,000	=	17,692 円
	差引額	=	43,420	円	

○おむつ代は介護保険給付対象となっており、上記①にふくまれていますので、ご負担いただく必要はありません。

○感染症や精神症状等により、医師が個室の利用が必要と判断された方は、個室を多床室分の料金でご利用いただく場合もあります。

※6…それ以外の加算について

○ご利用者のご状態やご状況に応じ、以下の加算をさせていただきます。 (※単位…円／日額)		
初期加算	30	入所日から30日間、または1月を超える入院後の再入所の際も30日間加算されます。
退所時情報提供加算	250/回	医療機関への入院のため退所する利用者について、退所後の医療機関に対し、利用者等の同意を得て、当該利用者の心身状況、生活歴等を示す情報を提供した場合、1回に限り加算されます。
退所時栄養情報連携加算	70/回	特別食を必要とする、もしくは低栄養状態にあると医師が判断した利用者が退所する場合、管理栄養士が退所先の医療機関等に対し、栄養管理に関する情報を提供した場合、1ヶ月に1回を限度として加算されます。
再入所時栄養連携加算	400／回	ご利用者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、特別食が必要な場合について、当施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に加算されます。
安全対策体制加算	20／回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所時に限り1回加算されます。
療養食加算	6／回	医師の指示（食事箋）に基づく腎臓病食や糖尿病食等の治療食の提供が行なわれた方に1日3食を限度とし、1食を1回として加算されます。

※7…外泊(入院)時について

- 外泊や入院された場合で、施設に在所していない日であっても、外泊(入院)の翌日から6日間(月をまたいで連続した場合は最長12日間)は246円を自己負担していただきます。
- 居宅に外泊され、当施設が提供する在宅サービスをご利用された場合は1日につき560円をご負担いただきます。ただし、外泊の初日及び最終日、外泊時費用算定時を除きます。
- 外泊(入院)時に居室を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。減免対象者の方(利用料段階1段階～3段階)は、外泊時費用(430円)算定時は通常の負担限度額を、それ以外の期間は、個室利用者1,231円、多床室利用者915円のご負担になります。

(※単位…円／日額)									
	外泊翌日より6日間				外泊翌日より7日目以降				
外泊時費用	246				0				
多床室を確保の場合	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	
	0	430	430	915	915				
個室を確保の場合	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	
	380	480	880	1,231	1,231				
在宅サービスを利用された場合	560				—				

2. 介護保険の基準外サービス

※1…1以外のサービスについて

○以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。	
サービス内容	概要と利用料金
①特別な食事	要した費用の実費 (ご契約者のご希望に基づいて特別な食事、お酒等を提供します)
②美容	1回 2,200円 (カット) (月に1回、美容師の出張による調髪、パーマ、洗髪、顔剃等の美容サービスをご利用いただくことができます) ※パーマ等ご利用の場合は別紙料金表にもとづき別途費用をいただきます。
③貴重品の管理 (事務管理費)	1ヶ月あたり 3,000円 (ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は預かり金規定に依ります)
④レクリエーション、 クラブ活動	必要経費、材料代等の実費 (ご契約者の希望により生け花教室等の活動に参加していただくことができます)
⑤日常生活上 必要となる 諸費用実費	要した費用の実費 (日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが 適当であるものにかかる費用を負担いただきます)

※2…ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等について

○ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間は以下の料金をいただきます。(※単位…円／日額)

居室区分	多床室					個室				
ご利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料金	6,810	7,510	8,240	8,940	9,630	6,810	7,510	8,240	8,940	9,630

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合
多床室・個室とも・・・ 6,810 円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。
その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。